## 仕様書

地方独立行政法人奈良県立病院機構奈良県総合医療センター(以下「甲」という)の指示するところにより、受託者は(以下「乙」という)は入院中の新生児および未熟児等に対する必要な上着・肌着類、タオル類、マット等(以下「ベビー用寝具等」という)を供給(搬入・回収・洗濯・消毒・納品・在庫管理、整理等を含む)し、また、甲が所有するベビー用品等の洗濯・消毒(以下「洗濯業務」という。)業務を行うものとする。

なお、供給するベビー用寝具等の内容、洗濯業務については、厚生労働省の定める衛生基準(平成5年11月25日付衛指第224号厚生省生活衛生局指導課長通知)によることのほか下のとおりとする。

## 1. 業務内容

- (1) 供給・回収については、下のとおりとする。
  - ①原則週5日(祝日等を含む月曜日~金曜日)で、同日に供給及び回収業務を行うこととする。ただし、不足が生じた場合はこの限りではない。また、年末年始の業務については甲乙間で別途協議する。
  - ②供給・回収場所:産科(周産期エリア・3階東病棟)、新生児集中治療室(NICU)
  - ③供給されたベビー寝具等に不足が生じたり、補修等が必要な場合は、速やかに対応すること。
  - ④供給・回収時には病院業務及び患者に支障をきたさないようにすること。
  - ※新型コロナウィルス感染症患児もしくは疑いのある患児が使用したベビー寝具等についても上記と同様に対応することとし、回収BOXについては通常の使用済みベビー寝具等と別の回収BOXを用意すること。

なお、過去の実績・来年度の予定数量は別紙1のとおりである。

- (2) 原則として、供給すべきベビー寝具等の規格・品質は別紙2による。同等品でも可とするが、競争入札参加資格確認申請時に、納入予定品とカタログを提出して財務課用度係の確認を受けたもののみ許可する。
- (3) 供給すべきベビー寝具等は、使用患者及び介助者等に不快感を与えるもの・不衛生なものを供給しないこと。(例えば、やぶれ、つぎあて、汚れ、黄ばみ等があるものは不可)
- (4) 供給すべきベビー寝具等は、包装するか、又は格納設備に収納し、汚染することのないよう衛生的に取扱い、供給・回収の際、使用済みのものと供給すべきものを混在しないようにすること。また使用する車両等は、日々殺菌灯消毒、アルコール消毒等により衛生的に取り扱うこと。
- (5) 供給すべきベビー寝具等は必要とする患者数のほか、甲の使用に不足の出ないよう予備数を考慮の上、院内に準備するものとする。
- (6) 使用済みのベビー寝具等は、すべて乙が回収して持ち帰り、付帯業務を行い衛生的な状態にすること。

なお、使用済みベビー寝具等を病棟にて一時保管するための回収BOXは、常に衛生的(整理整頓・ 点検を含む)な状態を維持すること。

- (7) 乙の責任において、甲及び該当患者に迷惑をかけることなく所定の品目、数量を供給すること。
- (8) 当業務上に知り得た情報等は、外部に漏洩しないこと。
- (9) 本業務に関連するその他事項については担当職員の指示に従うこと。

(10) 本仕様書に定めのない事項が生じた場合や、 こと。	不明な点が生じた場合等は甲乙協議の上決定する